

オーストラリア連邦の司法制度

第1 裁判所・裁判官	3
1 裁判所の種類	3
(1) 連邦制	3
(2) 裁判所の体系	3
(3) 連邦裁判所体系	3
(4) 州（準州）裁判所体系	6
2 司法行政	8
3 裁判官	8
(1) 連邦の裁判官	8
(2) 州（準州）の裁判官	10
4 裁判官以外の裁判所職員	10
(1) 連邦最高裁判所	10
(2) 連邦裁判所	10
(3) 連邦家庭裁判所，連邦巡回裁判所	11
(4) 州（準州）裁判所	11
第2 検察庁・検察官	12
第3 弁護士・弁護士会	13
1 弁護士	13
(1) 弁護士資格	13
(2) ソリシターとバリスター	13
(3) 業務	14
(4) 弁護士人口	15
2 弁護士会	15
第4 法曹養成制度	16
1 学識課程	16
2 実務修習課程	16
3 継続教育	16
第5 裁判手続	17

1	民事事件	17
(1)	訴えの提起	18
(2)	訴答手続 (Pleadings)	18
(3)	準備手続 (Directions)	18
(4)	文書開示 (Discovery)	19
(5)	口頭弁論	19
(6)	和解 (Settlement) 及び調停 (Mediation)	20
2	刑事事件	20
(1)	警察による訴追請求手続	20
(2)	陪審審理付託手続等 (Committal Hearing)	21
(3)	公判前手続 (Pre-trial Procedure)	22
(4)	公判手続 (Trial)	22
(5)	量刑手続	23
3	家事事件	24
4	成年後見事件	26
5	少年事件	26
第6	裁判外紛争処理 (ADR)	28
1	ADRの手法	28
2	裁判所外でのADR	28
3	裁判所付属型ADR (Court-annexed ADR)	29

第1 裁判所・裁判官

1 裁判所の種類

(1) 連邦制

オーストラリアは連邦制を採用しており、6つの州と2つの準州（及びその他の特別地域）により構成されている。各州（準州）は、それぞれ独自の立法、行政及び司法の制度を有している。そのため、オーストラリアの司法制度としては、オーストラリア全体における連邦の司法制度と各州（準州）における州（準州）の司法制度とが併存している。各州（準州）は、概ね類似した司法制度を採用しているが、各審級の裁判所の名称や管轄等において相違がある。

(2) 裁判所の体系

連邦裁判所体系と州（準州）裁判所体系とが併存しており、後者による事件処理が主流である¹。ただし、いずれの体系も最終審は連邦最高裁判所(High Court of Australia)となる。

一般に、州（準州）法に関する事件は州（準州）裁判所の管轄となり、連邦法に関する事件は連邦裁判所の管轄となる。もっとも、連邦の委任に基づき、州（準州）の裁判所が連邦の裁判所として機能することもある。

連邦法と州（準州）法の双方に関係する場合は、原則として提訴者が管轄を選択することができ、一方への提訴後はもう一方に対する提訴権が失われる。

(3) 連邦裁判所体系²

ア 概要

¹ 連邦裁判所体系では、刑事事件はほとんど扱われておらず、民事事件についても、その件数は州（準州）裁判所に比較して非常に少ない。2013年7月1日から2014年6月30日における、オーストラリアの裁判所全体の民事事件新件数（但し、連邦家庭裁判所、連邦巡回裁判所、検死法廷、検認裁判所を除く）合計約46万3200件のうち、連邦裁判所の新件数は約5000件にすぎない。もっとも、民事・家事の双方を扱う連邦巡回裁判所の新件数は約9万2000件ある（Report on Government Services 2015 Volume C: Justice chapter7p7.16）。

（<http://www.pc.gov.au/research/recurring/report-on-government-services/2015/justice/download-the-volume/rogs-2015-volumec-justice.pdf>）

² 「諸外国の憲法事情－オーストラリア 2003年12月」国立国会図書館調査及び立法考査局編 p104～106

連邦の裁判所としては、連邦最高裁判所 (High Court of Australia)、連邦裁判所 (Federal Court)、連邦家庭裁判所 (Family Court)、連邦巡回裁判所 (Federal Circuit Court) がある。

イ 連邦最高裁判所

連邦最高裁判所は、オーストラリア連邦の最高裁判所である（連邦憲法 71 条）。かつてはイギリスの枢密院 (Privy Council) への上訴も認められていたが、1986 年にこれが完全に廃止され、実質的にも終審裁判所となった。現在、長官を含めた 7 人の連邦最高裁判事で構成されている。連邦最高裁判所の主要な機能は、連邦憲法の解釈にある。

連邦最高裁判所は、日本の最高裁とは異なり、第一審の管轄権を有する。第一審管轄権の対象は、①条約に関する事件、②外国の領事や他国の代表者に影響する事件、③連邦又は連邦のために訴訟に関わる者が当事者である事件、④州間又は州の異なる居住者の間の事件、⑤連邦公務員に対する令状等を求める事件、⑥連邦憲法又はその解釈に関する事件、⑦連邦法上の税法、商標法、取引法、家族法に関係する事件、⑧海事・船舶事件、⑨異なる州法によって主張された同じ訴訟物に関する事件の 9 種類である（連邦憲法 75 条、76 条）。もっとも、1976 年に連邦裁判所が、1975 年に連邦家庭裁判所がそれぞれ設立された後、1983 年にかけて、連邦最高裁は、上記の第一審管轄権を有する事件をすべて職権で連邦裁判所、連邦家庭裁判所又は州（準州）の裁判所に移送できることとされた。現在連邦最高裁が第一審管轄として扱う訴訟は、主に州間の訴訟や、州と連邦との間の訴訟である。第一審管轄権を有する事件については、通常 1 人の裁判官が担当するが、連邦憲法の解釈に関わる事件については、長官を含む 5 人又は 7 人の裁判官が担当する。

上訴管轄としては、主に他の連邦裁判所や州（準州）最高裁判所からの上訴を扱う（連邦憲法 73 条）。もっとも、上訴は、一般に連邦最高裁による特別許可 (Special leave) がなければ認められず、連邦最高裁への上訴は権利ではない。上訴事件については、最低 3 人の裁判

官が担当する必要がある、通常は5人の裁判官が担当し、重要な事件については長官を含む7人の裁判官が担当する。

1981年以来、連邦最高裁判所は首都のキャンベラに置かれているが、他州にも法廷が設置されており、事件によっては他州の州都において開廷されることもある。

ウ 連邦裁判所

連邦裁判所には、単独法廷と合議法廷（Full Court）があり、原則として、前者が第一審管轄事件を、後者が上訴事件を担当する（連邦治安判事裁判所からの上訴事件を単独法廷で扱うこともある。連邦裁判所法 25 条（1A A (a)））。2015 年 5 月現在において、47 人の裁判官が所属している³。

第一審管轄として、主に税法、会社法、破産法、著作権法、特許法、商標法、通商実務法（Trade Practices Act）違反などに関係する事件を扱い、それらに関係する連邦法によって判断する。担当裁判官は通常1人である。

連邦裁判所は、上訴管轄として、連邦裁判所の第一審管轄事件からの上訴事件や、連邦治安判事裁判所、ノーフォーク島最高裁からの上訴事件、連邦裁判所として機能する州裁判所からの上訴事件を扱う。

※州上級裁判所事実審理部門から連邦裁判所合議法廷へ連邦事件が移る場合について⁴

Jurisdiction of Courts Act 1987 section 7(5)によれば、州上級裁判所の単独法廷での事件の上訴のうち、判断すべき問題が破産法、連邦選挙法、著作権法、意匠法、家族法、健康保険法、特許法、国民投票法、商標法などの連邦法に関わるものであるとき、この上訴は連邦裁判所の合議法廷又は連邦家庭裁判所に係属することとなる。

エ 連邦家庭裁判所

³ 連邦裁判所ウェブサイトホーム (<http://www.fedcourt.gov.au/>) → About the Court Judges → Current Judges (<http://www.fedcourt.gov.au/about/judges/current-judges-appointment>)

⁴ 「AUSTRALIAN CIVIL PROCEDURE 9th Edition」Bernard Cairns 著(Thomson Reuters 出版) p.41

連邦家庭裁判所は、連邦裁判所体系に属し、西オーストラリア州を除く全ての州（準州）において、結婚、離婚、養育権などの家事事件を扱う。西オーストラリア州では、西オーストラリア州家庭裁判所が家事事件を扱う。

連邦家庭裁判所は、単独法廷と合議法廷の2つに分かれており、原則として、前者は第一審管轄事件を、後者は上訴事件を扱う。

オ 連邦巡回裁判所⁵

2013年に法律（Federal Circuit Court of Australia Legislation Amendment Act2012）により、連邦治安判事裁判所が連邦巡回裁判所に改名された。これに伴い、治安判事から裁判官に呼称が変更された。

連邦巡回裁判所は、連邦裁判所及び連邦家庭裁判所が扱う事件のうち、簡易な事件を処理する裁判所であり、家族、子供、行政、海事、破産、著作権、産業、移民、プライバシー等の事件を扱うが、事件のうちの一部については、州の裁判所にも管轄がある。

(4) 州（準州）裁判所体系⁶

ア 概要

州（準州）の裁判所の管轄対象は、原則として、州（準州）内で起こった事件や、州（準州）内の財産、州（準州）内の被告について認められている。州（準州）裁判所は、上級裁判所、中間裁判所、下級裁判所に大別することができるが、その構成及び名称は州（準州）によって異なる。なお、上級裁判所である州（準州）最高裁からは、さらに連邦最高裁に上訴することができ、州（準州）裁判所体系においても最終審は連邦最高裁となる。

なお、州（準州）によっては、多分野における専門的かつ簡略な民事・刑事裁判所である特別裁判所を設置している。特別裁判所としては、少年裁判所（Children's Court）、や土地・環境裁判所（Land and Environment Court）、薬物裁判所（Drug Court）などがある。

⁵ <http://www.federalcircuitcourt.gov.au/html/introduction.html>

⁶ 前記「現代オーストラリア法」p.37以下

前記「諸外国の憲法事情－オーストラリア2003年12月」p.106

イ 各州（準州）裁判所の名称

州（準州）名	上級裁判所	中間裁判所	下級裁判所
ニューサウスウェールズ	Supreme Court	District Court	Local Court
ヴィクトリア	Supreme Court	County Court	Magistrates Court
クイーンズランド	Supreme Court	District Court	Magistrates Court
南オーストラリア	Supreme Court	District Court	Magistrates Court
西オーストラリア	Supreme Court	District Court	Magistrates Court
タスマニア	Supreme Court	(なし)	Magistrates Court
北部準州	Supreme Court	(なし)	Magistrates Court
首都特別地域	Supreme Court	(なし)	Magistrates Court

※ 特別裁判所は省略

ウ 州（準州）上級裁判所⁷

刑事事件に関し、全ての州（準州）上級裁判所は、殺人罪、反逆罪、深刻な薬物事犯等の重大犯罪について、第一審管轄権を有する。

民事事件の第一審管轄について、全ての州（準州）上級裁判所には、請求額の制限はないとされているが、実際には、一定の請求額以上の事件を扱うこととされている州（準州）が多い。すなわち、原則として、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州及び西オーストラリア州では75万ドル以上、首都特別地域では25万ドル以上、ヴィクトリア州では20万ドル以上、タスマニア州では5万ドル以上の請求を扱う。なお、南オーストラリア州及び北部準州については請求額に制限はない。

州（準州）上級裁判所は、第一審管轄を担当する部と上訴を担当する部（Court of Appeal/ Full Court）に分かれており、上訴事件については、一般に後者が扱う。

エ 州中間裁判所⁸

⁷ Report on Government Services 2015 Volume C: Justice Chapter7 Courts p.7.3 (Box 7.1)
<http://www.pc.gov.au/research/recurring/report-on-government-services/2015/justice/download-the-volume/rogs-2015-volumec-justice.pdf>

⁸ 前記 Report on Government Services 2015 Volume C: Justice Chapter7 Courts p.7.4 (Box

刑事事件について、州中間裁判所は、強姦罪や武装強盗罪のような正式起訴犯罪（Indictable Offences）を扱う（殺人罪や反逆罪は除く。）。

民事事件については、ヴィクトリア州及び南オーストラリア州を除き、一定の上限内の請求額の事件を扱う。

ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、クイーンズランド州、西オーストラリア州、南オーストラリア州の州中間裁判所は、州下級裁判所からの上訴事件についても管轄を有する。

なお、タスマニア州、北部準州及び首都特別地域には、州中間裁判所は存在しない。

オ 州下級裁判所⁹

州下級裁判所は、軽微な刑事事件及び一定の上限内の請求額の民事事件を扱っており、訴訟事件の大半はここで処理されている。

2 司法行政¹⁰

連邦司法省（Attorney-General's Department）は、連邦系列の裁判所の司法行政を所管する。州（準州）系列の裁判所の司法行政については、各州（準州）の司法省（Attorney-General）又は法務省（Minister of Justice）が所管する。

3 裁判官

(1) 連邦の裁判官

ア 概要

連邦の裁判官は、オーストラリア国王（女王）の代理人であるオーストラリア連邦総督（Governor-General）により任命される（連邦憲法 72 条）。この任命については、連邦司法長官（Attorney-General）が適任者を連邦内閣に推薦し、連邦内閣がこれを連邦総督に対し推薦

7.2)

⁹ 前記 Report on Government Services 2015 Volume C: Justice Chapter7 Courts p.7.5 （Box 7.3）

¹⁰ Attorney-General's Department ウェブサイトホーム → Legal System → The courts
<http://www.ag.gov.au/LegalSystem/Courts/Pages/default.aspx>

することとされており、行政府に裁量がある。連邦最高裁判事の任命については、連邦最高裁法（High Court of Australia Act 1979 (Cth)）6 条により、連邦司法長官が他州の司法長官に相談することが義務づけられている。

連邦裁判所の裁判官資格として、裁判官経験又は法律実務家としての最低 5 年間の実務経験が要求される（連邦最高裁法 7 条、連邦裁判所法（Federal Court of Australia Act 1976 (Cth)）6 条(2)）。

報酬は、その在任中、減額されない（連邦憲法 72 条、連邦裁判所法 9 条(3)）。

非行又は無能力を理由として、連邦両議会から、同一会期において、罷免を求められる場合を除き、罷免されることはない（連邦憲法 72 条、連邦裁判所法 6 条(1)(b)）。かつては終身制であったが、国民投票による連邦憲法改正により、70 歳が定年とされた（連邦憲法 72 条）。

イ 連邦最高裁判事の任命手続¹¹

連邦最高裁判事の任命手続は、次の手順で進行する。①連邦最高裁判事の空席が認められる、②連邦最高裁長官、他の連邦最高裁判事、州（準州）の司法長官及び連邦・州（準州）の他の裁判所の長官（所長）等、様々な司法関係団体から意見聴取、③連邦司法長官が連邦内閣に候補者を推薦、④内閣が連邦総督に候補者を推薦、⑤連邦総督により任命。

ウ その他の連邦裁判官の任命手続¹²

連邦最高裁判事以外の連邦裁判官の任命手続は、次の手順で進行する。①連邦裁判官の空席が認められる、②新聞及び連邦司法局ウェブサイトにより、裁判官を公募する、③裁判所や審判所の長

¹¹ 任命手続については、連邦司法省ウェブサイト内の資料

(<http://www.ag.gov.au/LegalSystem/Courts/Documents/JudicialApptsEnsuringastronganandindependentjudiciarythroughatransparentprocess.pdf>) JUDICIAL APPOINTMENTS p.5

¹² 注 12 に同じ。

など司法関係団体から意見聴取，④諮問委員会が応募を検討し，候補者の面接を行い，その報告書を連邦司法長官に提出，⑤連邦司法長官がその報告書を検討し，候補者を連邦内閣に推薦，⑥連邦内閣が連邦総督に候補者を推薦，⑦連邦総督により任命。

(2) 州（準州）の裁判官

州（準州）の裁判官は，各州（準州）の総督（Governor）により任命される（ヴィクトリア州憲法 75B 条（2），ヴィクトリア州郡裁判所法（County Court Act 1958 (Vic)）8 条（1），ヴィクトリア州簡易裁判所法（Magistrates' Court Act 1989 (Vic)）7 条（1）等）。

裁判官資格として，裁判官経験又は法律実務家としての最低 5 年間の実務経験が要求される（ヴィクトリア州憲法 75B 条（1），ヴィクトリア州郡裁判所法 8 条（1A），ヴィクトリア州簡易裁判所法 7 条（3）等）。

4 裁判官以外の裁判所職員

(1) 連邦最高裁判所

ア レジストリー関係職員

連邦最高裁判所には，レジストリー（Registry 登録所）が置かれ，その職員らが裁判書類の受付，建物の安全，記録の管理，手続の進行等を担当している。

イ アソシエイト

連邦最高裁判事は，それぞれ 2 名のアソシエイトを有している。

アソシエイトは，開廷中に各判事の背後又は脇に控え，必要に応じて文献等を判事に手渡す役割（Tipstaff）を担当する。

また，開廷中の書記（Clerk of the Court）もアソシエイトが担当する。

(2) 連邦裁判所

ア レジストリー関係職員

連邦裁判所には，中央レジストリー（シドニー所在）が置かれ，司法行政事務を担当している。また，各州（準州）の州都には地方レジストリーが置かれ，裁判官を事務面で補佐するほか，裁判関連書面の

受付、期日調整、執行促進等の業務を担当している。

レジストリーの長がレジストラ（Registrar 登録官）であり、連邦裁判所長官の指名により、連邦総督が任命する（連邦裁判所法 18C 条）。レジストラの職務は、連邦裁判所長官の司法行政事務の補佐にあり、裁判官を除く連邦裁判所職員の長の地位にある（連邦裁判所法 18D 条、18Q 条）。レジストラは、地方レジストラ、副地方レジストラ及び連邦執行官（Sheriff）を任命する（連邦裁判所法 18N 条）。

各地方レジストリーでは、地方レジストラ、副地方レジストラ及びその委任を受けた職員が業務を担当する。

連邦執行官は、裁判所の手続の執行等を担当する（連邦裁判所法 18P 条）。

イ 裁判官の任命する職員

各裁判官はそれぞれ裁判官室を与えられ、各裁判官自身が同室付きの職員を通常 2 名任命している。

これらの職員のうちにはアソシエイトも含まれており、アソシエイトは法調査等の業務を担当する。アソシエイトは、通常、法学部の卒業生から採用される。

(3) 連邦家庭裁判所、連邦巡回裁判所

家族法レジストリー（Family law registry）の職員が連邦家庭裁判所及び連邦巡回裁判所の司法行政事務、書面の受付等を担当している。

連邦家庭裁判所には、ファミリー・コンサルタント（Family consultant）と呼ばれる職員がいる。ファミリー・コンサルタントは、心理学者、社会福祉士の資格を有しており、家事事件について調査等の職務を担当する。

(4) 州（準州）裁判所

各州（準州）の各裁判所もそれぞれレジストリー等司法行政事務などを担当する部局を設け、職員を採用している。建物管理や IT 管理等について、民間会社に委託している裁判所もある。

第2 検察庁・検察官¹³¹⁴

連邦と州（準州）のそれぞれが検察庁を有しており、連邦検察庁は連邦の刑事法に関する事件について、州（準州）検察庁は州（準州）の刑事法に関する事件について扱う。

連邦検察庁（Office of Commonwealth Director of Public Prosecutions）の主な役割は、連邦犯罪の起訴及び連邦犯罪による収益の没収である。連邦犯罪としては、違法薬物の輸入、税金・社会保障に関する詐欺、マネーロンダリング、不法入国、テロリズム、人身売買、児童の性的虐待等の連邦法に関わる犯罪が含まれる。その他、州法により起訴権限の与えられた州法に関わる犯罪の起訴や、捜査機関に対する法的助言等も行う。国際犯罪や、国際共助についても担当する。

連邦検察庁は捜査権限を有していない。捜査を開始するか否か、何を捜査するか、捜査結果を連邦検察庁に送付するか否かは捜査機関の判断にゆだねられる（連邦検察庁に記録を送付する捜査機関は、連邦警察、税関、郵便局、移民局等 33 の連邦機関及び各州（準州）の警察である。）。捜査機関が捜査の上収集してまとめた証拠記録を連邦検察庁が受領すると、連邦検察庁は、それを評価し、有罪となる合理的可能性又は公益上の起訴の必要性が認められる場合に起訴する。起訴した場合には、公判の維持も担当する。なお、起訴権限は連邦検察庁が独占しておらず、私人も起訴することができる（Crimes Act 1914 (Cth) 13 条, Director of Public Prosecutions Act 1983 (Cth) 10 条(2)）。私人による起訴については、連邦検察庁がこれを引き継ぐことができる。

連邦検察庁は、首都キャンベラに本庁があるほか、各州（準州）の州都、タウンズヴィル及びケアンズにも事務所を有する。2014 年 6 月末日現在における職員総数は 496 名である¹⁵。

¹³ 連邦検察庁（Office of Commonwealth Director of Public Prosecutions）ウェブサイト内の Annual Report 2013/14 p14-19,22,32,78

(<http://www.cdpp.gov.au/wp-content/uploads/CDPP-Annual-Report-2013-2014.pdf>)

¹⁴ ヴィクトリア州検察庁（Office of Public Prosecutions Victoria）ウェブサイトホーム About us →Who we are (<http://www.opp.vic.gov.au/About-Us/Who-we-are-and-what-we-do>)

¹⁵ <http://www.cdpp.gov.au/> Commonwealth Director of Public Prosecutions ウェブサイトホ

連邦検察庁長官は連邦総督により任命される。連邦検察庁長官資格としては、5年以上の法律実務経験を要する。任期は7年以内であるが、再任することができる（Director of Public Prosecutions Act 1983 (Cth) 18条）。

州（準州）検察庁は、州（準州）刑事事件の起訴を担当する。州（準州）によって異なるが、検察官は、概ね、法廷で活動するプロセキューター（Prosecutor）と、プロセキューターに事件の説明をするソリシター（Solicitor）とに分かれている。法廷活動は、バリスター（Barrister）に委任することもある。

第3 弁護士・弁護士会¹⁶

1 弁護士

(1) 弁護士資格

オーストラリアにおいて弁護士資格を取得するためには、一般に、大学の法学部又はロースクールを卒業し、実務修習機関又は弁護士事務所における一定期間の実務修習を経た後、各州（準州）の最高裁の承認を得ることが必要となる。大きな特色として、日本やアメリカのような司法試験がないということが挙げられる。

なお、オーストラリアにおけるすべての州・準州は、承認の際に要求される大学の学位等に関して、統一許可規則（Uniform Admission Rules）を採用しており、連邦法である共通認定法（Mutual Recognition Act 1994 (Cth)）の下、オーストラリア各州（準州）は、他の州（準州）において法曹資格を取得した者にも法曹資格を承認することとなっている。そのため、ある州（準州）において法曹資格を取得した者が、他州（準州）において資格を取得することは容易である。

(2) ソリシターとバリスター

オーストラリアの弁護士は、イギリスの伝統を受け継いでソリシター

ーム (<http://www.cdpp.gov.au/>) → Publications → Annual Reports → 2013-2014 Annual Report (<http://www.cdpp.gov.au/wp-content/uploads/CDPP-Annual-Report-2013-2014.pdf>) P78 Table25

¹⁶ 前記「現代オーストラリア法」p 57～61

（事務弁護士）とバリスター（法廷弁護士）の２種類に分類され、法廷における弁論活動を行うのは基本的に後者である。もっとも、ほとんどの州（準州）では、ソリシターとバリスターの資格は融合されており、弁護士資格はソリシター資格とバリスター資格を兼ねている。したがって、ソリシターとして活動する者であっても法廷において弁論をすることは可能である。

ただし、各州（準州）においてソリシター又はバリスターとして活動するためには、一般的に、後述の弁護士会に登録することが必要となり、バリスターとして登録するためには、通常、さらに一定期間の法廷実務訓練等が要求される¹⁷。

経験と実績のあるバリスターは、州司法長官又は最高裁長官により、クイーンズ・カウンスル（Queen's Counsel）又はシニア・カウンスル（Senior Counsel）と呼ばれる上級バリスターに任命される¹⁸。上級バリスターは、法廷において身につけるローブが下級バリスター（Junior Counsel）と異なり、通常名前の後に「QC」又は「SC」というイニシャルを付ける。

（３） 業務

ア バリスター

バリスターの業務は、主に法廷において弁論をすることであり、法的助言も行う。バリスターは報酬のために訴訟活動を行うことはできず、自らの法廷活動における過失について訴訟で責任を問われることはない。

バリスターは、独立性が重んじられており、バリスターとして活動する者は通常それ以外の法律業務は許されない。バリスターは、原則として依頼者から直接受任することはできない。ソリシターを通して

¹⁷ ニューサウスウェールズ州では、弁護士会（弁護士協会）の実施する試験（Bar Exam）の通過も要求されている。また、オーストラリア首都特別地域でも、ニューサウスウェールズ州の弁護士会が実施する Bar Exam の通過が要求されている。

<http://www.nswbar.asn.au/coming-to-the-bar/bar-exams>

¹⁸ ソリシターから上級バリスターに任命されることを認める州もある。

受任し、ソリシターから最初に事件内容の説明（Brief）を受ける。バリスターが依頼者から直接報酬を受け取ることはなく、ソリシターから報酬を受け取る。ソリシターが報酬を支払わなくても、バリスターはソリシターに対して報酬を請求して訴訟提起することはできない。もっとも、バリスターに対して報酬を支払わなかった場合、それはソリシターの非行となる。

イ ソリシター

ソリシターの業務のほとんどは書面の準備、不動産売買の処理、会社の法人化等の法律事務仕事であり、ソリシターはあらゆる法的業務を扱うことができる。

訴訟案件においては、ソリシターは、バリスターに対し、事件の説明をする。もっとも、ソリシターも依頼者を代理して弁論をすることはできる。ただし、ソリシターが依頼者を代理して弁論するのは、通常下級裁所においてである。

(4) 弁護士人口

2014年6月末日現在におけるオーストラリアの弁護士人口総数は、7万0907人である。このうち、バリスターが5863人、ソリシターが6万9528人であり、ソリシターがバリスターよりもはるかに多い¹⁹。

2 弁護士会

一般に、ソリシターは各州（準州）法律協会（Law Society）²⁰に、バリスターは各州（準州）弁護士協会（Bar Association）²¹にそれぞれ所属する。これらの弁護士会の全国レベルの統括組織として、ロー・カウンシル（Law Council）が存在する。

各弁護士会は、各州（準州）におけるソリシター又はバリスターとしての実務資格を承認する権限を有しており、法律実務家がソリシター又はバリスターとして法律実務をするためには、各弁護士会に登録する必要がある。

¹⁹ 北部準州のみ弁護士人口（516人）の内訳が不明のため、除いて計算している。

²⁰ ヴィクトリア州では、ロー・インスティテュート（Law Institute）。

²¹ ヴィクトリア州では、ヴィクトリアン・バー（Victorian Bar）。

る。

第4 法曹養成制度²²

1 学識課程

法曹養成は、大学の法学部（LLB（Bachelor of Laws）課程）における教育が中心である。2011年にメルボルン大学が法学部を廃止してロースクール（JD（Juris Doctor）課程）に一本化しており、他に法学部とともにロースクールを併設する大学も現れてきているが、ほとんどの大学は今も法学部教育を中心としている。

オーストラリアの大学においては二重専攻（ダブル・ディグリー）が一般的であり、法学士とともに他学士も取得する学生が多い。したがって、法学士を取得した卒業生であっても弁護士以外の進路を選ぶ者は多い。法学士の学位のみであれば、通常は3年で卒業して取得することになるが、二重専攻の場合には、5～6年を要するのが一般である。

2 実務修習課程

法曹志望者は、大学又は大学院において学位を取得した後、一定期間の実務修習を経る必要がある。この実務修習制度は、州（準州）によって異なるものの、概ね①法律事務所における監督者の下の一定期間の修習、②実務修習機関における修習又は③①と②の複合によって行われている。

学識課程及び実務修習課程修了後、各州（準州）最高裁により承認を受けることにより、法曹資格を取得する。なお、前述のとおり司法試験は存在しない。

3 継続教育

弁護士資格取得後も、各州（準州）の弁護士会はそれぞれ継続教育プログラム（CPD, Continuing Professional Development）を用意している。州によっては、法律実務家としての経験年数にかかわらず、

²² 参考資料

- ・前記「現代オーストラリア法」p173～182
- ・「オーストラリアにおける法学教育の新しい動き」田頭章一著（法の支配148号）p56以下
- ・「メルボルン大学法学部卒業生の職業選択と法曹資格取得に関する規則」ステーシー・ステイール著（阪大法学57巻3号）p473以下

毎年一定時間の継続教育プログラムの受講を弁護士会登録の要件とする²³。

また、一定分野の専門弁護士資格として、弁護士会による認定弁護士制度も存在する。

第5 裁判手続

1 民事事件²⁴

民事訴訟における伝統的な原則は、当事者双方が、トライアル前の争点整理及び証拠収集からトライアルにおける証拠調べまで、訴訟進行全般について主導的役割を担い、裁判官は訴訟進行には積極的に関与せず当事者により整理された争点を中立の立場から受動的に判断を下すという当事者対抗主義 (Adversarial System) である。しかし、近年は、裁判の遅延と裁判に要する費用の高額化が問題となり、裁判所が積極的に手続に関与するケースマネジメントが盛んになっており、このことは当事者がより費用をかけずに柔軟に解決できる ADR を選択する余地を広げている²⁵。

また、オーストラリアの民事訴訟においては、基本的には裁判官のみによる裁判が行われ、陪審裁判は例外的な事件のみ行われる²⁶。

そして、敗訴者負担制が採用されており、敗訴した当事者は勝訴した当事者に対し、裁判所の費用支払命令 (Cost Order) に基づいて、原則として

²³ 例えば、ヴィクトリア州のロー・インスティテュートでは、毎年最低 10CPD unit の取得を義務付けており、1CPD unit は、セミナー等の受講 1 時間、セミナー発表やその準備 1 時間、法律雑誌への投稿 1000 文字などで取得できる。オーストラリア首都特別地域も同様である。<http://www.liv.asn.au/Professional-Development/CPD/CPD-Rules-and-Requirements>
<http://www.actlawsociety.asn.au/documents/item/1124>

²⁴ 参考資料

- ・「オーストラリアの民事司法」金祥洙著 (平成9年) (信山社)
- ・「オーストラリアにおける民事紛争の解決－改革に向けての最近の進展－」アネット・マフォーディング (三木浩一・蒲原英子訳) 法学研究72巻2号 (平成11年) p 79
- ・「<http://www.scammell.com.au/civil-litigation.html>」
- ・「Civil Procedure」Sonya Willis著 (Palgrave Macmillan) p 6~14

²⁵ 「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」Bernard Cairns 著 (Thomson Reuters) p 49 以下

²⁶ 例外として、ニューサウスウェールズ州においては名誉毀損事件の審理の一部のみが陪審裁判の対象となる。ヴィクトリア州においては、コモンロー法に基づく請求について、当事者双方が陪審員による裁判を申し立てて、裁判所がこれを不相当と認めない限り、6 人の陪審員による裁判が行われる。前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 609 以下

弁護士費用を含む訴訟費用を支払う必要がある²⁷。

第一審手続の基本的な流れについては、連邦裁判所及び各州の裁判所ごとに多少の差異があるが、概ね以下のとおりに進行する。

(1) 訴えの提起

訴訟手続は、原告 (Plaintiff) が訴状 (連邦では Application, ニューサウスウェールズ州では Statement of claim, ヴィクトリア州では Writ) を裁判所に提出することによって始まる。事実争いがなく法的論点が争点となることが見込まれるなどの場合には、召喚状 (ニューサウスウェールズ州では Summons, ヴィクトリア州では Originating motion) によって手続を開始することができる²⁸。

原告は、訴状提出後一定期間以内に、訴状を被告 (Defendant) に対して送達 (Service) する必要がある。被告は、訴状が送達されてから一定の期間以内に被告名、住所及び代理人弁護士などを記載した出頭通知 (Notice of Appearance)、又は答弁書 (Defence) を提出する必要があり、これが提出されないと欠席判決 (Default Judgement) が下される²⁹。

(2) 訴答手続 (Pleadings)

訴答とは、当事者双方による主張交換のことであり、これにより当事者双方が立証すべき争点を明確にする手続である。訴状に記載された請求の趣旨及び請求原因事実に対し、被告は、答弁書を裁判所に提出して認否、反論し、原告はこれに対する再反論がある場合には再反論書 (Reply) を提出する。再反論書の提出で訴答は基本的に終了し、さらなる訴答には裁判所の許可が必要である³⁰。

(3) 準備手続 (Directions)

準備手続 (なお、呼称は裁判所によって異なる。) は、口頭弁論 (Trial) を行うために必要な争点整理 (訴答の続き) 及び証拠収集等を行う手続

²⁷ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 661 以下

²⁸ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 125

²⁹ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 477 以下

「Principles of Civil Procedure in New South Wales 2nd edition 2012」Boniface, Kumar, Legg 著 (Thomson Reuters) p 439

³⁰ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 207 以下

である。準備手続は、原則として、Docket System を採用している裁判所(連邦など)では、口頭弁論を担当する裁判官が担当するが、Directions List を採用している裁判所(ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州など)では、口頭弁論を担当する裁判官とは別の裁判官又はレジストラが担当する。当事者双方は、期日に先立ち、今後の進行予定について協議・合意することが望まれ、期日においては、裁判所に対し、合意に基づく進行予定について説明するとともに、争点整理や証拠収集などに関する様々な中間的な申立てを行う。裁判所は、タイムテーブルなど今後の進行について、通常、当事者の合意に基づく命令(Consent Order)を行うほか、当事者からの申立てに対する決定、文書開示の範囲や開示方法の決定などを行う³¹。

(4) 文書開示(Discovery)

訴答により争点が整理された後、文書開示が行われる。文書開示とは、当事者双方の主張に影響を与える証拠となりうる文書について、当事者間の合意、裁判所の命令又は許可に基づいて、相手方に対して、自らが保有する文書のリストを相手方に交付し、相手方に文書の閲覧(Inspection)の機会を与えるものである。また、相手方当事者に対する証拠収集の手段として、裁判所の決定を得た上で相手方当事者に対し宣誓供述書での回答を求める質問書(Interrogatories)の手続などが存在する。なお、証言録取手続(Deposition)は存在しないが、文書開示の終了後、証人予定者の宣誓供述書(Affidavit)の交換がなされる³²。

(5) 口頭弁論

事実に関する争点について、法廷において、弁護士による冒頭陳述(Opening Address)を行った後、集中的な証拠調べを行い、反対尋問(Cross Examination)による信用性の吟味を中心とする証人尋問が行われる。口頭又は書面(Submission)による最終弁論(Closing Address)が行われ

³¹ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 49 以下
前記「Civil Procedure」p.33,327

³² 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 369 以下
前記「Principles of Civil Procedure in New South Wales 2nd edition 2012」p.598,656

た後に、裁判官が判決を下す³³。

(6) 和解 (Settlement) 及び調停 (Mediation)

民事事件の多くは当事者間の和解により終結し、トライアルを行う事件は少ない。その一因として、一般的にトライアルにかかる弁護士費用が高額であることに加え、相手方からの和解案を拒否した当事者に対して、判決において当該和解案より有利な結果を得られなかった場合には、訴訟を不必要に長期化させた制裁として、和解案提示以降の弁護士費用を含む訴訟費用を負担させるという和解提案 (Offer of Compromise) という制度の存在が挙げられる。なお、当事者間の和解交渉に裁判官が関与することはない³⁴。

また、裁判所は、当事者の合意の有無にかかわらず、係属する事件を裁判所外部又は内部の調停に付すことができる。調停においては、基本的には裁判官が関与することはない。裁判所外部の調停（弁護士会や民間ADR団体などが調停人と場所を提供している。）の場合には当事者間の合意に基づく調停人が、裁判所内部の調停の場合には裁判所のレジストラーが、調停人となる。調停人は、当事者間の交渉を促進するのみであり、原則として事案の内容について評価や判断を行うことはない³⁵。

2 刑事事件

連邦及び各州ごとに刑事手続の在り方は異なるが、大多数の刑事事件を処理する州裁判所の刑事手続は、概ね以下のとおりに進行する。

(1) 警察による訴追請求手続

警察は、捜査の結果、特定の者（被疑者）に犯罪の嫌疑があると判断したときは、訴追請求書（ニューサウスウェールズ州では Court attendance notice, ヴィクトリア州では Charge Sheet）を州治安判事裁判所（ニューサウスウェールズ州では Local Court, ヴィクトリア州で

³³ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 634 以下

³⁴ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 446 以下、前記「Civil Procedure」p7,32,55,387,407

³⁵ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p 54, 55 以下、各裁判所のウェブサイト

は Magistrates' Court) に提出するとともに、逮捕状(Warrant)の発付を求め、裁判所のレジストラの発した逮捕状により被疑者を逮捕する。また、警察は、現行犯の場合や被疑者が犯罪を犯したと信じるに足りる合理的な理由を有する場合には、令状なしで被疑者を逮捕して身柄を確保することができる。³⁶

警察は、被疑者を逮捕した後、自ら条件を定めて被疑者を保釈することができる。警察は、被疑者の保釈を相当と認めない場合、合理的な時間内に被疑者を州治安判事裁判所に引致し、治安判事による保釈の許可不許可の判断を受ける。³⁷

なお、逮捕状は被疑者を裁判所に出席させる目的で発せられ、被疑者を取り調べる目的で逮捕することはできないが、警察は、被疑者を逮捕後、州治安判事裁判所に引致するまでの数時間に限り、被疑者を取調べることが可能である。³⁸

(2) 陪審審理付託手続等 (Committal Hearing) ³⁹

裁判所における審理手続は、犯罪の重さにより、2種類に区分される。軽微な犯罪である簡易処理犯罪 (Summery Offence) は、州治安判事裁判所において治安判事による裁判が行われる。被告人が有罪答弁を行った場合には量刑手続に移行し、無罪答弁を行った場合には、証人尋問が行われ、事実認定が行われる。なお、一定の場合には被告人が不出頭でも審理を行うことができる。⁴⁰

これに対して、重大な犯罪である正式起訴犯罪 (Indictable Offences) については、州治安判事裁判所において陪審審理付託手続 (Committal

³⁶ 「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」 Robert Hayes, Micheal Eburn 著 (Lexis Nexis) p520,521,526

³⁷ 前記「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」 p555,556

³⁸ 「Australian Criminal Justice 5th edition(2014)」 Mark Findlay, Stephen Odgers, Stanley Yeo 著 (Oxford) p47,48,50

³⁹ Local Court of New South Wales のウェブサイト

(http://www.localcourt.lawlink.nsw.gov.au/localcourts/cases/criminal_cases.html)

Magistrates' Court of Victoria のウェブサイト

(<http://www.magistratescourt.vic.gov.au/jurisdictions/criminal-and-traffic/criminal-proceedings-0>)

⁴⁰ 前記「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」 p570~572

Hearing) が行われ、治安判事は、証拠（基本的には供述調書等の書証だが、被疑者は、争点を明示して証人の反対尋問を請求することができる。）を検討し、被疑者の嫌疑が十分か否かを判断して、陪審が有罪の評決をする合理的見込みがあると認められる場合（Prima Facie Case）には、同事件を陪審裁判により審理するよう付託する。治安判事が嫌疑が不十分と判断した場合には、原則として被疑者は刑事手続から解放される。⁴¹

検事正（Director of Public Prosecutions）は、陪審審理付託を受けると、事物管轄に応じて同事件を州最高裁判所又は州地方（郡）裁判所に正式起訴（Presentation of the Indictment）する。⁴²

(3) 公判前手続（Pre-trial Procedure）

正式起訴事件が州最高裁判所又は州地方（郡）裁判所に移行すると、裁判所は、公判前手続を行う。この手続に先立ち、検察官は、被告人側に対し、広範な主張及び証拠の開示義務を負う。これに対し、被告人側の主張及び証拠の開示義務はより限定的である。公判前手続においては、当事者双方の主導により、罪状認否や争点整理の確認、証拠に対する同意についての協議、検察側の証人リストの作成や予想審理期間が定められる。⁴³

(4) 公判手続（Trial）⁴⁴

裁判官の補佐役（Judge's Associate 我が国の書記官に相当。）が、人定質問をし、起訴状記載の訴因を読み上げた上で罪状認否（Arraignment）を行う。被告人が有罪答弁をすると、裁判官による量刑審理に移行し、被告人が無罪答弁をすると、陪審員選任手続（Jury Empanelment）が開始される。

陪審員選任手続においては、裁判官は、陪審員名簿（Jury Roll）に基づいて期日単位で裁判所に呼び出されている陪審員候補者（待機候補者）を法廷に呼んだ上で、陪審員候補者のうち辞退を希望する者からそ

⁴¹ 前記「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」p574,575

⁴² 前記「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」p575

⁴³ 前記「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」p576～578

⁴⁴ 前記「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」p579,580

の説明を受けて、辞退を認めるか否かを判断する。次に、くじにより 12 人の陪審員を選任する。被告人及び検察は、それぞれ一定数、理由を明示することなく陪審員候補者を忌避すること (Peremptory Challenge) ができるが、忌避に関連して候補者に対する質問を行うことはできない。なお、例外的な場合には補充陪審員を含めて 15 人までの陪審員を選任し、において、評決の際に 12 人に絞ることも可能である。

裁判官から選任された陪審員に対し、陪審員としての注意事項や陪審裁判についての説明がされた後に、検察及び弁護側がそれぞれ冒頭陳述 (Opening Address) を行い、検察官の立証、次いで弁護人の立証が行われる。証拠調べにおいては、口頭主義が徹底されており、争いのない事実についても、証人尋問を行って立証することが通常である。

証拠調べが終了すると、検察官及び弁護人がそれぞれ論告・弁論 (Closing Address) を行い、その後、裁判官から、陪審員に対し、事案の概要や争点についての当事者の主張、法律の内容、証拠の内容等について陪審員に対して説示 (Summing up) を行う。

陪審員は、評議室で評議 (Deliberation) を行い、その後、評決 (Verdict) を行って有罪か無罪かを定め、これを言い渡す。評決は、満場一致が原則であるが、一定の場合には多数決による評決 (Majority Verdict) をすることもできる。陪審員が評決に達しない場合には、評議不成立 (Hung Jury) として、当該公判手続は審理無効となりやり直しとなる。

有罪か無罪かという評決には理由が付されておらず、有罪か無罪かという事実認定自体を不服とする控訴は、控訴審の許可がある場合等を除き、原則として許されていない。⁴⁵

(5) 量刑手続

被告人が罪状認否において有罪答弁をした場合又はトライアルにおいて陪審員が有罪評決をした場合は、裁判官によって量刑審理 (Sentencing)

⁴⁵ 前記「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」p592

が行われ、量刑が定まる。⁴⁶

3 家事事件

オーストラリアの家事事件は、連邦家庭裁判所及び連邦巡回裁判所で取り扱われている。連邦家庭裁判所は、1975年の連邦家族法制定後、1976年1月から運用が始まり、西オーストラリア州を除くすべての州（準州）を管轄している（西オーストラリア州だけは州独自の家庭裁判所を設けている。）。家事事件のうち、連邦家庭裁判所で取り扱われるのは複雑な事件のみで、家事事件の多くは連邦巡回裁判所で取り扱われている。連邦家庭裁判所で扱われる事件は、例えば、子に対する性的、身体的虐待事件（マゼランケース、Magellan case）、家庭内暴力やメンタルヘルスの事案、親権剥奪、ハーグ条約に基づく国際的な子の奪取事件、オーストラリアに管轄があるかどうか一見明らかでない事件、性転換手術のケースなど特別な医学的問題に関する事件、老齢退職者年金についての事件などである。連邦巡回裁判所では、家族法に関する事件のうち、離婚、婚姻や事実婚に関する問題、子の居所及び面接交渉の問題、父性確定の問題などを取り扱う。オーストラリアの家族法は大部分が連邦法であるが、たとえば、事実婚夫婦間の財産分与の問題や非嫡出子の社会的地位の平等についての問題および遺産分割などについては各州法が規定している。

家事手続において特徴的なものとして、マゼランプログラム（Magellan program）がある。これは、子に対する性的又は身体的な虐待事件のうち深刻なものについて、他の事件に比して迅速に解決をはかる手続である（fast-track program）。マゼランプログラムは1998年に連邦家庭裁判所メルボルン支部で導入された後、2006年までに西オーストラリア州を除くすべての州で導入されている。手続の内容としては、たとえば、時間厳守を徹底して裁判手続を運営すること、子についての事件に明るい専門の独立した弁護士を選任すること、事件と関連する州や地域の福祉事務所から早期の段階で情報を得ること、裁判官、レジストラー及びファミリー・コンサルタントのチームが手続運営に際して外部情報提供者と緊密に接触する

⁴⁶ 前記「Criminal Law and Procedure in NSW-3rd Edition(2009)」p580

こと、などがある。マゼランプログラムでは、最初から最後まで同一のチームが事件処理にあたり、一般に 6 か月以内の解決を目指している。同プログラムの導入後は、導入以前に比べ審理期間は約 4.6 か月も短くなっており、当事者が裁判所へ出頭する回数も減少した。また、ほとんどの事件は審判に至る前に解決しており、事件の蒸し返しもほとんどなくなっている⁴⁷。

2006 年の家族法の改正により、特に子についての事件においては、連邦家庭裁判所における審理手続をこれまでのような勝ちか負けかの対審審理ではなく、従前よりも裁判所の関与を深めた、より職権主義的な運用方法である Less Adversarial Trial (LAT) という審理手続を導入することとなった。これは、子の福祉とその将来に焦点を当てた柔軟で迅速な手続であり、双方当事者に子の福祉を最優先とした解決を促すものである。手続の内容として、ファミリー・コンサルタントが裁判官や当事者に対してアドバイスをすること、当事者が子のために何ができるかを直接裁判官に伝えられること、弁護士ではなく裁判官が手続を主導し証拠の選別を行うこと、などがある。⁴⁸

また、2006 年の法改正により、子の監護についての事件は緊急性を要する場合を除き連邦家庭裁判所へ申し立てをする前に必ず外部の調停機関である Family Relationship Centre 等が運営する調停手続 (Family Dispute Resolution) を経ることとなった。⁴⁹また、こうした外部の調停機関では、親教育プログラムも実施しており、裁判所が当事者に同プログラムの受講を指示することもある。⁵⁰

⁴⁷ Family Court of Australia Fact Sheet Magellan program
http://www.familycourt.gov.au/wps/wcm/connect/FCOA/home/about/Media/Fact_Sheets/FCOA_mc_Magellan_program

⁴⁸ Family Court of Australia Fact Sheet Less Adversarial Trial
http://www.familycourt.gov.au/wps/wcm/connect/FCOA/home/about/Media/Fact_Sheets/FCOA_mc_LAT

⁴⁹ Family Law Courts Fact Sheet Compulsory Family Dispute Resolution-court procedures and requirements
<http://www.familylawcourts.gov.au/wps/wcm/connect/FLC/Home/Publications/Family+Law+Courts+publications/Compulsory+Family+Dispute+Resolution>

⁵⁰

<http://www.familyrelationships.gov.au/BrochuresandPublications/Pages/44Help+for+paren>

なお、子の養育費については、政府機関である福祉サービス省 (Department of Human Services) の中に位置する児童扶養局 (Child Support Agency) が、その査定、回収、取立てを行う権限を有している。⁵¹

4 成年後見事件

オーストラリアの成年後見制度においては、身上監護と財産管理が区別されており、身上監護を Guardianship (身上監護人を Guardian)、財産管理を Administration/Financial Management (財産管理人を Administrator/Financial Manager) と呼ぶ。⁵²

成年後見事件は、州 (準州) の審判所 (Tribunal/Board) で取り扱われる。それゆえ、弁護士を付けなくても容易に手続ができる、証拠の取り扱いに柔軟性がある、などといった特徴がある。

また、トライビュナールに加え、パブリック・アドボケート (Public Advocate) 及びパブリック・トラスティー (Public Trustee) という機関が手続に関与する。パブリック・アドボケートは、必要な場合に身上監護人に選任され、パブリック・トラスティーは、必要な場合に財産管理人に選任されるほか、財産管理人を監督する役割をも担う。

身上監護人及び (又は) 財産管理人の選任命令の内容は柔軟であり、個々の案件における必要性の程度に応じて、限定的な命令 (Limited Order) が出される場合もあれば、全権を付与する命令 (Plenary Order) が出される場合もある。また、選任命令の内容については、定期的な見直し (Review) が行われる。⁵³

5 少年事件

少年事件 (少年の保護・福祉監護及び少年非行事件) は、州 (準州) 下級裁判所と審級を同じくする州 (準州) 少年裁判所 (Children's Court/ Youth

ts+after+separation.aspx

⁵¹ <http://www.humanservices.gov.au/customer/themes/child-support-and-separated-parents>

⁵² Australian Guardianship and Administration Council (AGAC) ウェブサイト FAQs
<http://www.agac.org.au/faqs>

⁵³ 「Capacity and the Law (2011)」 Nick O'Neill and Carmelle Peisah 著 (Sydney University Press Law Books) Chapter 5 p9
<http://www.austlii.edu.au/au/journals/SydUPLawBk/2011/7.html>

Court) で取り扱われる。少年の範囲は事件の種類及び州によって異なる。少年の保護・福祉監護に関する事件の場合は、一般に少年とは 18 歳未満の者をいう（ヴィクトリア州では 17 歳未満）。少年非行事件の場合、少年とは、ニューサウスウェールズ州や南オーストラリア州、オーストラリア首都特別地域では非行時 18 歳未満の者を、ヴィクトリア州、クイーンズランド州や西オーストラリア州では非行時 17 歳未満の者をいう。非行時の年齢が規定年齢を超える場合は、州下級裁判所で取り扱われる。ただし、ヴィクトリア州では、裁判時の年齢が 19 歳以上であれば、州治安判事裁判所において審理される。少年非行事件については州法が規定するため、手続は州ごとに異なっている。一般に、殺人や嬰兒殺、自動車運転過失致死などの一定の重大犯罪については、少年裁判所から刑事裁判所への移送規定が設けられている。

州（準州）少年裁判所における少年非行事件の審理には、両親の出頭が義務付けられており、裁判所は出頭を確保するために召喚状を出すことがある。ヴィクトリア州では、少年審判は原則として公開されており、裁判官又は治安判事が特別命令を出した場合には非公開となる。これに対して、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、オーストラリア首都特別地域などでは非公開である。州によっては少年裁判所での審判の前に、少年に対して薬物やアルコールから脱却するための集中リハビリプログラムを専門の裁判所で処遇する州もある。これは、判決の宣告を半年から 1 年遅らせて、その間に薬物やアルコール依存からの脱却、リハビリ、教育及び就労の機会を与えるものである。

また、少年の保護・福祉監護に関する事件（児童虐待、養子縁組、親権剥奪、未成年者能力付与等）についても州（準州）少年裁判所が管轄を有している。連邦家庭裁判所も子についての事件を取り扱うが、それは両親の離婚に際してのもので、主に子の居所や子との面接についての事件である。ただし、離婚に際して子の虐待などが明らかになった場合などは、連邦家庭裁判所と州（準州）少年裁判所の管轄が競合し、連邦家庭裁判所から州（準州）少年裁判所へ事件が移送されることがある。少年の保護・福祉監

護に関する事件の手続は、事件の性質に応じて柔軟に運営されている。審理は非対審構造でおこなわれ、少年が弁解を聞いてもらえるように、裁判手続に参加できるようにするためのあらゆる可能性を確保している。また、州（準州）少年裁判所は、審理手続、審判及び規則が少年に理解されるよう、あらゆる手段を講じている。

第6 裁判外紛争処理（ADR）⁵⁴

1 ADRの手法

オーストラリアのADRにおける最も一般的な手法は、調停である。調停とは、中立的な第三者が介在して、当事者間の話し合いにより、争点を明確にするとともに、合意による紛争解決を目指す過程である。調停人（Mediator）は、原則として、当事者間の交渉を促進するにとどまり、事件の内容についての評価は行わない。また、ADRの手法として、中立的な第三者を仲裁者（Arbitrator）として指定し、その裁定に服することで紛争解決を図る仲裁（Arbitration）、中立的な第三者が事件の内容の評価や和解案の提案を行う（ただし、拘束力はない。）ことで紛争解決を図る斡旋（Conciliation）、判断者が当事者双方による事案の概要に関する陳述を聴き、それに対する評価を告げることで当事者間の和解を促進する手続である早期中立者評価（Early neutral evaluation）なども存在する。⁵⁵

2 裁判所外でのADR

1980年ころから、非法律家が調停人となって地域の近隣紛争や家族関係の紛争を解決する地域司法センター（Community Justice Centres）が各州で設立され、無料ないし低い料金でADRを提供している。また、各産業における消費者紛争を解決するオンブズマン（Ombudsman）がそれぞれの産業団体により多数設立された。さらに、簡易かつ迅速な紛争解決手続を提供

⁵⁴ 参考資料

・「Principles of Civil Procedure in New South Wales 2nd edition 2012」Boniface, Kumar, Legg 著（Thomson Reuters）

・「Alternative Dispute Resolution 4th edition (2012)」Tania Sourdin 著（Law Book）

⁵⁵ 前記「Principles of Civil Procedure in New South Wales 2nd edition 2012」
p215~217,220,235

する各種の審判所(Tribunal)においても、調停が紛争解決手法の一環として盛んに行われるようになった。他にも弁護士会（ソリシター及びバリスター）の提供によるADRや民間ADR団体が多数存在するなど、各分野において多種多様なADR機関が独自に発展してきたことが特徴といえる。⁵⁶

バリスターが提供するADRでは、調停等を担当するバリスターのリストが担当分野情報とともに公開されており、当事者は同リストを参考に調停人等を選任することとなる。⁵⁷また、民間ADR団体としては、オーストラリア商事紛争センター(Australia Commercial Disputes Centre)⁵⁸、LEADR⁵⁹、オーストラリア仲裁人・調停人協会(The Institute of Arbitrators and Mediators Australia)⁶⁰などが各種ADRを提供している。これらの団体は調停人等の養成や認定機関であり、事案に応じたADRと調停人等を紹介し、場所の提供等を行っている。

裁判所外でのADRは、訴訟係属の前後を通して利用されている。

3 裁判所付属型ADR (Court-annexed ADR)

ADRは当初は裁判所における訴訟手続に対する代替手段として開始されたが、裁判費用の高額化及び裁判の遅延が問題となったため、連邦・州政府及び裁判所は、裁判所に係属する事件を積極的に調停に付して事件処理を行うことを意図するようになった。現在においては、多くの裁判所は、訴訟のいかなる段階においても、適切と判断した場合、当事者の合意の有無にかかわらず、係属事件を裁判所外部又は内部の調停や仲裁に付することができるとの権限を有しており、これを積極的に活用している。このうち、特に裁判所内部の調停は Court-annexed Mediation などと呼ばれ、主に連邦の裁判所及び州の上位の裁判所において活用されている。裁判官が

⁵⁶ 「Dispute Resolution in Australlia 2nd edition(2009)」 Spencer and Handy 著 (Thomson Reuters) p4,5

「Mediation 3rd edition(2011)」 Laurence Boulle 著 (Lexis Nexis) p354,355

⁵⁷ 例えば NSW 州の法廷弁護士会 (<http://www.nswbar.asn.au/BarADR/index.php>)

⁵⁸ <https://www.acdcltd.com.au/about-us/our-services-overview>

⁵⁹ <http://www.leadr.com.au/aboutleadr.htm#Services>

⁶⁰ <https://www.iama.org.au/about-us>

継続中の事件を裁判所内部の調停に付した場合、当該裁判官は調停には一切関与せず裁判所のレジストラ等が調停を行い、調停終了後、裁判官に結果のみを報告する。⁶¹

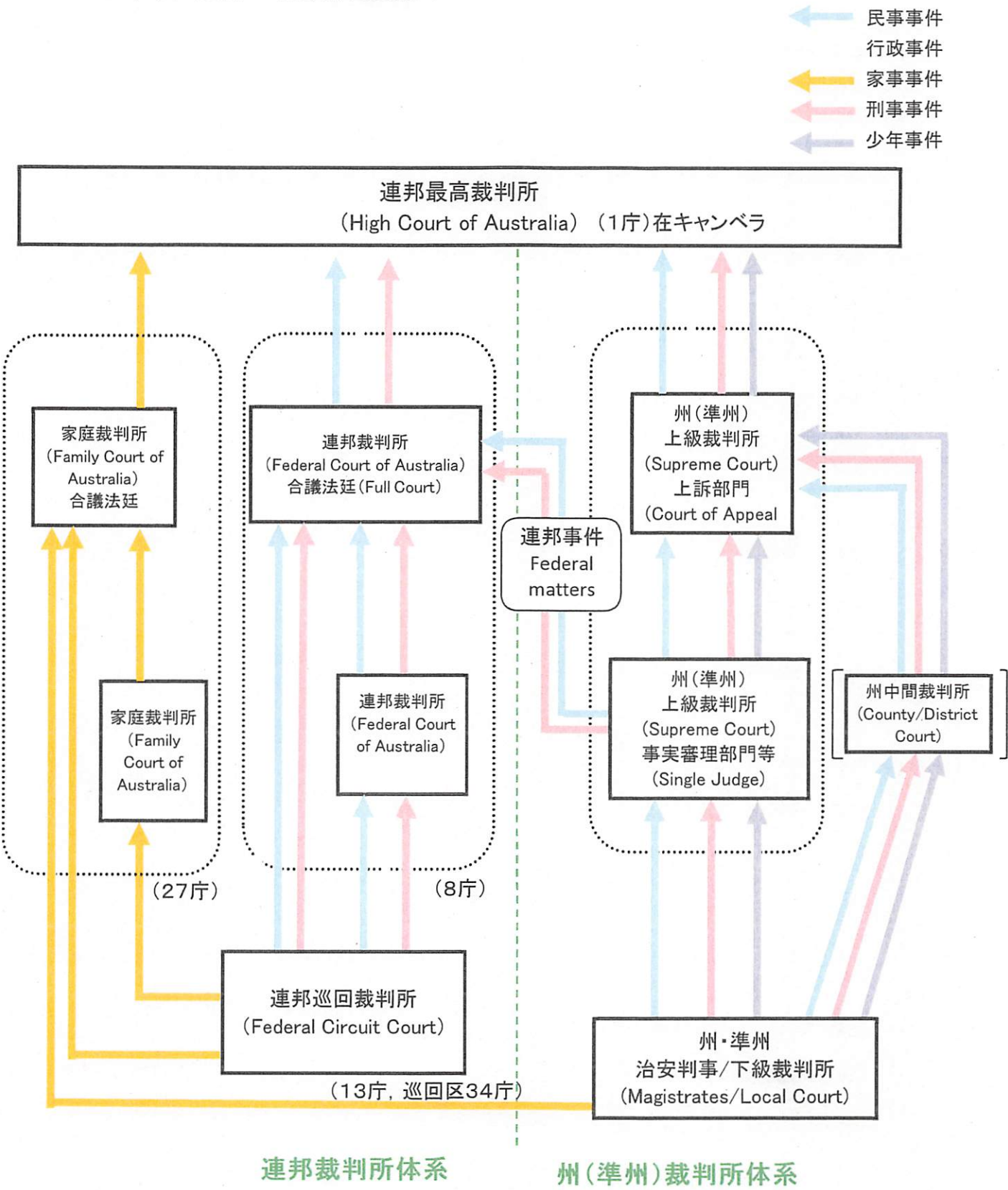
以 上

⁶¹ 前記「Australian Civil Procedure 10th edition 2014」p54

各裁判所のウェブサイト（なお、Associate Judge による調停については Supreme Court of Victoria のウェブサイト

《<http://www.supremecourt.vic.gov.au/home/about+the+court/our+judiciary/associate+judges+jurisdiction/>》を参照。）

◎オーストラリア連邦の裁判所審級図



※ 州(準州)裁判所体系の構造は州(準州)によって異なり、ここで記載しているのは典型例である。
たとえば、準州及びタスマニア州には、中間裁判所は存在しない。
※ 点線で囲まれた部分は、同一裁判所内にあることを意味する。